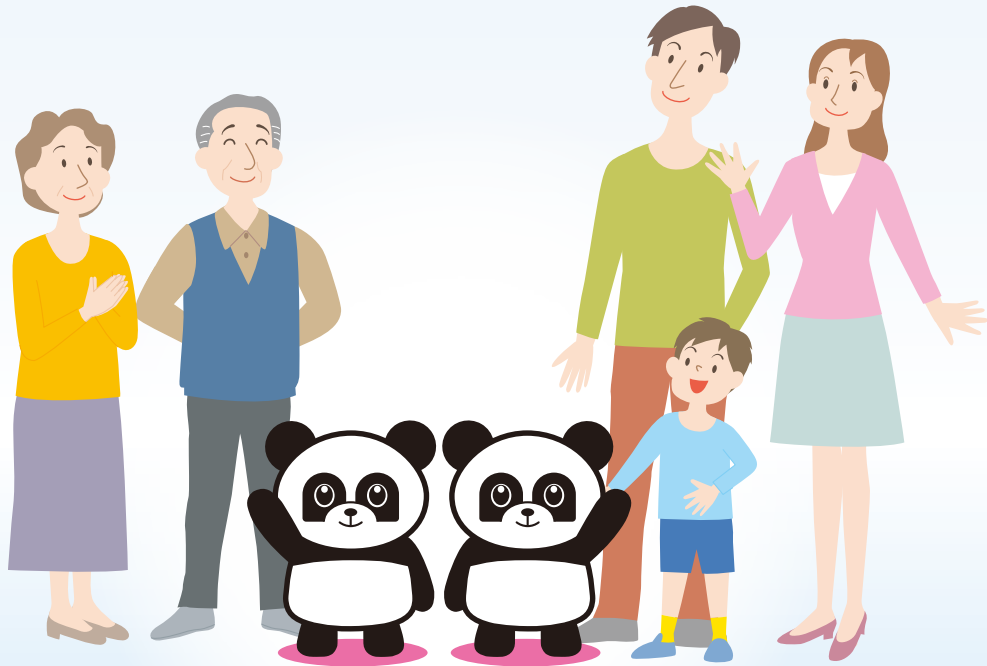


ガス警報器 アプローチブック



スマホから右記のQRコードにアクセスすると、ガス警報器工業会のホームページ掲載の警報音(ブザー音・音声警報音)の代表例を聞くことができます。



ガス警報器工業会

令和5年(2023年)10月 3K

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目16番4号 アーバン虎ノ門ビル4階

TEL:03-5157-4777 FAX:03-3597-2717 <https://www.gkk.gr.jp/>



ガス警報器工業会

1 | 設置に関する法律を整理してみよう! … 3

2 | 建物別 アプローチ例 …… 11

3 | 場面別 アプローチ例 …… 19

4 | お客様からの質問、どう答える? …… 23

5 | ガス警報器 Q&A …… 33

6 | 参考資料 …… 39

さらなるガス警報器の 普及を目指して

この小冊子は、LPガスに携わる方々が
ガス警報器をおすすめするうえで
必要な知識と、Q&Aをまとめたものです。
普及活動の一助になれば幸いです。



液石法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）

設置対象建物・施設

ガス警報器は、液石法、建築基準法で、次の施設建築物での設置が義務付けられています。但し、燃焼器が屋外にあるなど、設置しなくても良い場合があります。詳しくは、液石法 供給・消費・特定供給設備告示（告示第123号）第12条をご覧ください。

液石法 施行規則

第44条 一の力（消費設備の技術上の基準 設置義務施設等）
第86条（施設又は建築物の指定）

燃焼器は第86条各号に掲げる施設若しくは建築物に限り、液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検知区域に設置されていること。

法第38条の三の経済産業省令で定める施設又は建築物は、次のとおりとする。

- 1、劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
- 2、キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
- 3、貸席及び料理飲食店
- 4、百貨店及びマーケット
- 5、旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅
- 6、病院、診療所及び助産所
- 7、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- 8、図書館、博物館及び美術館
- 9、公衆浴場
- 10、駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）
- 11、神社、寺院、教会その他これらに類する施設
- 12、床面積の合計が千平方メートル以上である事務所



設置に関する法律を整理してみよう!

※この関係法令は条文要約のため、実施・施行の場合は実際の条文を確認しましょう。

設置義務違反に対する罰則（ガス消費者）

液石法では、液化石油ガス用ガス漏れ警報器を設置しなければならない施設が定められており、それに違反した場合には罰則があります。

処罰対象	違反の内容	罰則
ガス販売事業者	通知義務違反など	30万円以下の罰金
保安機関 (委託の場合)	改善措置の 通知義務違反など	30万円以下の罰金及び 認定取り消し
所有者又は占有者 (ガス消費者)	基準適合命令違反	30万円以下の罰金

【概要】

指定された施設において、ガス漏れ警報器を設置していないことより、都道府県知事から法第35条の五の基準適合命令を受けて、これに従わなかった場合には液石法第100条第二号による違反となり**30万円以下の罰金**となる。

罰則は、消費設備の所有者又は占有者に対して適用される。
(通常はガス消費者)



液石法 第100条（罰則）

次の各号に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 法第35条の五（基準適合命令）の規定による命令に違反した者

液石法 施行規則

第44条 一の力（消費設備の技術上の基準 地下室等）

- ・地下室等にもガス警報器の設置義務があります。
- ・特に地階のうち延べ面積が1,000㎡以上かつ特定用途（ホテル、飲食店等）に床面積500㎡以上供される部分がある特定地下街、特定地下室には、設置義務があります。
- ・地下室等の定義については、液石法 供給・消費・特定供給設備告示（告示123号）第3条（地下室等の範囲）をご覧ください。

液石法 施行規則

第86条（施設又は建築物の指定）についての通達

第5号中「共同住宅」とは、アパート、マンション等の集合住宅であって、同一建築物内に3世帯以上入居する構造のものをいい、床面積の広さ及び資材が木造であるか、鉄筋又は鉄骨であるかは問わない。

建築基準法 施行令 第129条の2の5 第1項八 により

3階以上の階を共同（集合）住宅の用途に供する建築物の住戸に対しては、ガス警報器の設置を含むガスの配管設備の基準が定められています。

保安業務違反に対する罰則（ガス販売事業者）

液石法では、液化石油ガス販売事業者（以下、ガス販売事業者という）は保安業務を行うことが義務付けられています。認定を受けた保安機関には保安業務を行う義務を定めており、その方法が適当でないときなどには罰則があります。

【概要】

保安機関は消費設備が技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、適合するように通知したり、改善措置を取らなかった場合に生ずる結果を通知していない場合には、液石法第100条第二号に規定する液石法第34条（保安機関の業務等）第3項の違反となり**30万円以下の罰金**となる。

罰則は、保安機関に対して適用される。

（通常はガス販売事業者）

また、認定を受けた保安機関が、罰金以上の刑に処せられた場合、液石法第30条（欠格条項）一に該当し、液石法第35条の三（認定の取消し）により、**保安機関の認定が取り消される**。



液石法 第100条（罰則）

次の各号に該当するものは、30万円以下の罰金に処する。

二 法第34条（保安機関の業務等）第3項 保安業務の方法が適当でないときなど

液石法 第35条の五（基準適合命令）

都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

液石法 施行規則 第44条（消費設備の技術上の基準）一 カ

燃焼器は液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検知区域に設置されていること。（施行規則第86条各号に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されているもの限り、告示で定めるものを除く。）



液石法 第30条(欠格条項)一

この法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

液石法 第27条(保安業務を行う義務)

液化石油ガス販売事業者は、その販売契約をしている一般消費者等について次に掲げる業務を行わなければならない。

二 消費設備を調査し、その消費設備が第35条の五で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、基準に適合するようにするためにとるべき措置及びとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者または占有者に通知する業務

液石法 第34条(保安機関の業務等)3

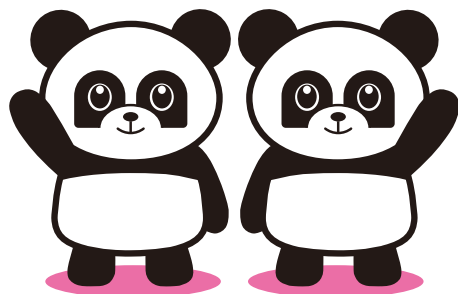
保安機関は保安業務を行うべきときは、基準に従って、その保安業務を行わなければならない。

3 その認定を受けた保安機関が保安業務を行うべき場合において、その保安業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該保安機関に対し、その保安業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

液石法 第35条の三(認定の取消し)

認定を受けた保安機関が次の各号に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第30条(欠格条項)第一号に該当するに至ったとき。



一般(戸建)住宅:新築 (これから住まいを建てられる方)の場合

オーナー・建築設計事務所へのアプローチ例

はじめに

- ▶ 災害や停電に強いLPガスは、大切なご家族の安全と健康な生活を維持していく上で欠かせないエネルギーとして、多くの皆様に選ばれています。

本題へ

- ▶ LPガスは火力も強く、さまざまな料理で活躍できるエネルギーです。台所でLPガスをご使用される場合は、安全に使っていただくため、万が一に備えてガス警報器の設置をおすすめしています。
- ▶ ガス警報器はガス設備です。共同(集合)住宅は法律で原則、設置が義務付けられています。一般(戸建)住宅も、安全・安心な暮らしを守るためにぜひ付けましょう。

住宅用火災警報器をあわせてご案内する場合

住宅用火災警報器の台所設置はお済みでしょうか? 住宅用火災警報器の設置も、あわせてご検討ください。住宅用火災警報器の台所設置が義務付けられている自治体も多くあります。
(札幌市、宮城県、東京都、横浜市、名古屋市、京都府、大阪市、神戸市他)



建物別 アプローチ例

一般(戸建)住宅:既設(未設置)の場合

持ち主へのアプローチ例

はじめに

今日までガスを安全に使っていただき、ありがとうございます。

本題へ

- ▶ ガス警報器はガス設備です。台所でLPガスをご使用される場合は、万が一に備えてガス警報器の設置をおすすめしています。
- ▶ 「向こう三軒両隣」と言いますが、近隣のご迷惑とならないためにも、台所へのガス警報器の設置を全ての家庭にお願いしています。

住宅用火災警報器をあわせてご案内する場合

住宅用火災警報器の台所設置はお済みでしょうか？ 住宅用火災警報器の設置も、あわせてご検討ください。住宅用火災警報器の台所設置が義務付けられている自治体も多くあります。

(札幌市、宮城県、東京都、横浜市、名古屋市、京都府、大阪市、神戸市他)



共同(集合)住宅:新設の場合

オーナー・建築設計事務所・管理センターなどへのアプローチ例

はじめに

- ▶ 地震や災害に強いLPガスは、大切なご家族の安全と健康な生活を維持していく上で欠かせないエネルギーとして、多くの皆様選ばれています。
- ▶ LPガスは火力も強く、さまざまな料理で活躍できるエネルギーです。

本題へ

- ▶ 台所でLPガスをご使用される場合は、万が一に備えてガス警報器の設置をおすすめしています。新築の際には、設計段階から標準ガス設備として設計図書などに反映いただくようお願いいたします。(※P44に設置例を掲載)
- ▶ 共同(集合)住宅は公民館や学校などと同様、液石法で原則、ガス警報器の設置が義務付けられています。共同(集合)住宅はさまざまな方がガスをご使用になるので、万が一に備えて全戸にガス警報器の設置をお願いしています。
- ▶ 家屋は貴重な社会の財産ですので、地域ぐるみで安全を守りましょう。
- ▶ 近隣の皆様にご迷惑とならないためにも、台所へのガス警報器の設置を全ての家庭にお願いしています。

住宅用火災警報器をあわせてご案内する場合

住宅用火災警報器の台所設置はお済みでしょうか？ 住宅用火災警報器の設置も、あわせてご検討ください。住宅用火災警報器の台所設置が義務付けられている自治体も多くあります。

(札幌市、宮城県、東京都、横浜市、名古屋市、京都府、大阪市、神戸市他)

共同(集合)住宅:既設(未設置)の場合

オーナー・管理センター・入居者へのアプローチ例

はじめに

今日までガスを安全に使っていただき、ありがとうございます。

本題へ

- ▶ 台所でLPガスをご使用される場合、万が一に備え、ガス警報器の設置をおすすめしています。
- ▶ 共同(集合)住宅は公民館や学校などと同様、液石法で原則、ガス警報器の設置が義務付けられています。共同(集合)住宅はさまざまな方がさまざまなガス器具をご使用になるので、万が一に備え、全戸にガス警報器の設置をお願いしています。ガス警報器は、共同(集合)住宅で安心して暮らしていただくための必需品です。
- ▶ 家屋は貴重な社会の財産ですので、地域ぐるみで安全を守りましょう。
- ▶ 近隣のご迷惑とならないためにも、台所へのガス警報器の設置を全ての家庭にお願いしています。

いいね!



業務用施設の場合

オーナー・建築設備設計事務所・店長へのアプローチ例

はじめに

LPガスは災害に強く、大切な仕事を支えるエネルギーとして、多くの皆さまに選ばれています。十分な火力を備え、さまざまな料理で活躍できるエネルギーです。

本題へ

- ▶ 業務用としてLPガスをお使いの皆様にとって、ガスの安全はお客様の安全とイコールになります。不特定多数の方が出入りする業務用施設は、ガス警報器の設置が原則、義務付けられています。万が一の際にお客様の安全を守るためのガス設備として、ガス警報器の設置をおすすめしています。
- ▶ [新築の場合]設計段階から標準ガス設備として、設計図書などに反映いただくようお願いします。(※P44に設置例を掲載)
- ▶ 水のかかる厨房には、警報部と検知部が分離しているタイプをおすすめしています。水のかからない場所の場合は、一体型でも十分です。誤報防止機能が付いたものもあります。

業務用換気警報器のアプローチ例

最近ではガスの保安だけでなく、CO(一酸化炭素)中毒の対策も求められています。COは有毒ですが、無色・無臭で目には見えません。お客様や従業員の皆様にCO中毒事故から守るため、「業務用換気警報器」の設置もおすすめしています。
※P45に設置例を掲載



業務用施設の場合

LPガスを業務用に使用されるお客様への周知例

**レストラン・食堂、ラーメン店、学校など
幅広い業種・施設等で事故が多発しています。**



CO中毒事故の内容

主な原因

- 給排気口に物を置くなどしてふさぐ
- 換気扇を使用せずに調理する

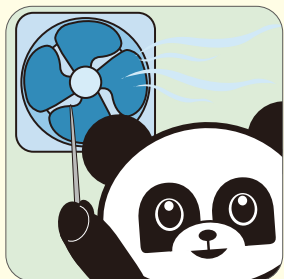
漏えい事故の内容

主な原因

- 点火ミス
(点火操作繰返し、未着火)
- ガス栓・器具栓の誤開放
- 器具劣化



**ガス機器を使用する際には
必ず換気(給気と排気)をしましょう。**



※業務用厨房施設において、CO中毒事故が頻発しています。



CO中毒事故の防止には、業務用換気警報器の設置をおすすめします。

点火ミス、ガス栓誤開放などによる漏えい事故の防止には、ガス警報器を設置しましょう。

業務用厨房でのCO中毒事故防止 パンフレット紹介

業務用厨房でのCO中毒事故防止 業務用換気警報器の必要性

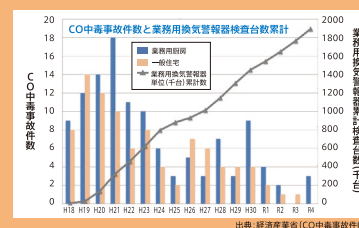
本紙の使い方

一酸化炭素(CO)の危険性、CO中毒などの事故をおこさないための正しい基礎知識を知っていただき、業務用換気警報器の必要性を理解していただければと思います。また、あわせて「COの危険性啓発DVD」もご覧いただければ幸いです。

CO中毒事故の事例



近年、建物の気密性の向上や業務用ガス器具の劣化などが原因となるCO中毒事故が多発しております。ここ数年のCO事故の発件数をみると一般家庭より業務用厨房での比率が高くなっています。また、右のグラフは「CO中毒事故件数と業務用換気警報器検査台数累計」のグラフで、業務用換気警報器の普及に伴って、CO中毒事故は減少しており、事故防止効果が認められます。業務用施設には業務用換気警報器を設置しましょう。



工業会ホームページ <https://www.gkk.gr.jp/> より、パンフレット請求又はダウンロードできます。

開栓時の場合

供給開始時点検・調査・書面交付など

はじめに

この度は、LPガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。本日、ご使用前点検を実施いたしました。今日からLPガスをご利用になれます。こちらは、これからLPガスをご利用いただくためのご注意点(書面交付)です。

本題へ

- ▶ ○○様の台所には、ガス警報器が付いていないようです。これを機会に、万が一に備えてガス警報器の取り付けをお願いします。現在、全戸取り付け運動を実施しています。町ぐるみ、地域ぐるみの防災という観点からも、設置をお願いします。
 - ・共同(集合)住宅の場合は原則、義務であることを伝える。
 - ・書面交付にあわせて、ガス警報器の設置をすすめる。
- ▶ 台所でLPガスをご利用される場合、安全に使っていただくために、万が一に備えてガス警報器の設置をおすすめしています。
- ▶ 近隣のご迷惑とならないためにも、台所へのガス警報器の設置を全ての家庭にお願いしています。

住宅用火災警報器をあわせてご案内する場合

住宅用火災警報器の台所設置はお済みでしょうか？ 住宅用火災警報器の設置も、あわせてご検討ください。住宅用火災警報器の台所設置が義務付けられている自治体も多くあります。(札幌市、宮城県、東京都、横浜市、名古屋市、京都府、大阪市、神戸市他)



場面別 アプローチ例

さまざまな業務機会を利用して
ガス警報器をおすすめすることが、
安全・安心につながります。

保安点検時の場合



[保安点検終了後]

- ▶ 今日までガスを安全に使っていただき、ありがとうございます。本日の点検の結果、設備に異常はありませんでした。これからもよろしくお願ひします。ところで、〇〇様はガス警報器を設置されていないようですが、万が一に備えて、ガス警報器の設置をおすすめします。
- ▶ 現在、全戸取り付け運動をしまして、皆様に設置をお願いしています。月々わずかな料金でご使用になれるリースもありますので、ぜひこの機会に設置をご検討ください。
- ▶ 台所はご家族にとって大切な場所ですから、安全・安心を守るためにも、ガス警報器の設置をおすすめします。
- ▶ 共同(集合)住宅の場合:ガス警報器は、原則、設置が義務付けられています。
- ▶ 一般(戸建)住宅の場合:ガス警報器の推奨設置対象です。



容器交換時の場合



充填容器の交換時にも。
容器交換時、供給設備点検前後に一声。

[容器交換前]

- ▶ これから、容器の交換をさせていただきます。

[容器交換後]

- ▶ 無事完了しました。設備も異常ありません。
ところで、台所にガス警報器は付いていますか? 万が一に備えて、全戸取り付けをお願いしています。この機会にぜひ取り付けをお願いします。

電話受付時の場合

消費者からの電話は、緊急を要するもの、修理依頼、その他の連絡など、さまざまな用件が考えられます。それらを済ませてから、一声かけてください。

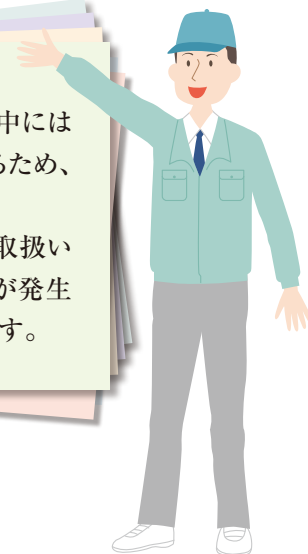
[用件完了後]

- ▶ と、ところで、〇〇さんのお宅はガス警報器の取り付けはお済みでしょうか? 現在、〇〇ガスでは、万が一に備えて、全戸にガス警報器の設置をお願いしています。この機会にぜひ取り付けをお願いします。月々わずかな料金でご使用になれるリースもご用意しています。ぜひよろしくお願ひします。



なぜ5年で交換するの？

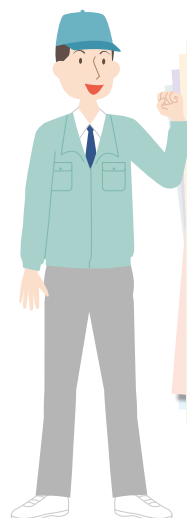
- ▶ ガスを感知するガスセンサーには個体差があり、中には経年劣化して正常に作動しなくなるものが出てくるため、5年の定期的な交換をおすすめしています。
- ▶ ガス警報器は本体添付の保証期間内において、取扱説明書に基づいた正常な使用状態で異常・故障が発生した場合、保証書記載内容で無償交換をいたします。



最近、ガス警報器のランプが点滅しているのですが、何か故障ですか？

ガス警報器を設置して5年経過すると、電源ランプが点滅することがあります。これは故障ではなく、交換期限が過ぎていることをお知らせしています。

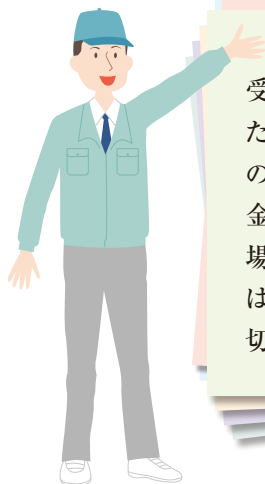
点検スイッチを押すと、音声にて「交換期限を過ぎています。販売店に連絡してください」などのメッセージでお知らせするものもあります。(メッセージは製品によって異なります)



お客様からの質問、 どう答える？



負担は誰がするの？



受益者負担の原則で、ご使用になられる方に負担していただきます。ガス警報器は消費設備ですので、消費者の方の負担と考えるのが一般的です。負担の方法は、基本料金に加算する場合や、基本料金に含まれる場合、リースの場合などさまざまです。建物入居時に設置されている場合は、交換時のことも考え、持ち主を明確にしておくことも大切です。



学校の理科室を管理しています。実験で使用するガス栓がありますが、ガス警報器は必要ですか？



ガス栓があっても燃焼器具を常時設置していない場合は、設置義務はありません。しかしガス栓に燃焼器具を常時接続し、いつでも使用できる状態の場合は、原則、設置義務があります。



ひと月の電気代はいくらですか？

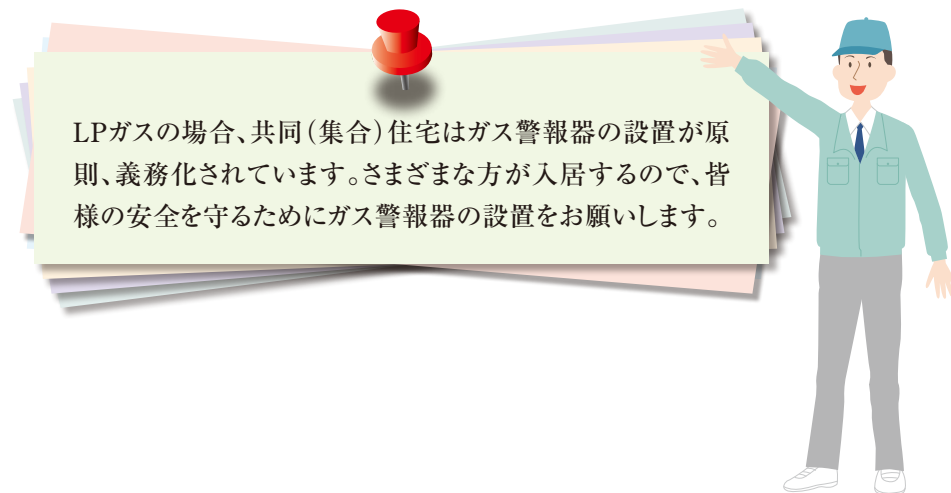


およそ15円です。
(1kWh25円、ガス警報器の消費電力0.8Wで計算した場合。
 $0.8\text{W} \times 24\text{時間} \times 30\text{日} \div 1000 \times 25\text{円} = 14.4\text{円}$)

いいね!



団地の理事をしています。以前は都市ガスだったのですが、LPガスはガス警報器の設置が必要なのですか？



LPガスの場合、共同(集合)住宅はガス警報器の設置が原則、義務化されています。さまざまな方が入居するので、皆様の安全を守るためにガス警報器の設置をお願いします。



アパートのオーナー(管理人)です。
全戸取り付けを住人の方にどのように
説明すればよいですか？



さまざまな方がお住まいなので理解を得るのは大変ですが、回覧板(※P43にサンプルを掲載)を作成していただくと、住人の皆様への説明もスムーズになると思います。

いいね!



一度も鳴ったことがないので、
もう設置しなくてもいいですか？

5年間一度もガス警報器が鳴らなかったということは、ガスをいつも安全に使っていただいたということですね。ガス警報器は万が一の時に備えて設置いただくものですので、これからも安全を守るために設置をお願いします。



ガス器具を新しくしたので、
もう設置しなくてもいいですか？

最新のガス器具はさまざまな安全装置がついていますが、ガス警報器は器具本体だけでなく、ガス栓やガスホースなど、さまざまな設備の安全を守ることができます。また、「多重安全」と言って、一つではなくさまざまな角度から危険を防止するという視点も必要です。ぜひ、ガス警報器の設置をお願いします。



義務ではないなら、必要ないですよね？

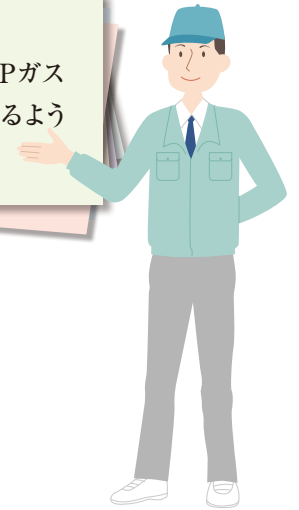
ガスに限らず、エネルギーは生活を豊かにしてくれる便利なものですが、その反面、取扱いには注意が必要です。さまざまな安全装置も開発され、安全なガス設備も増えてきましたが、ガス事故の件数はまだまだ少なくありません。一般(戸建)住宅は義務ではありませんが、皆様に安心してガスをお使いいただけるよう、ガス警報器の設置をお願いします。共同(集合)住宅の場合は、さまざまな方が、さまざまなガス器具をご使用になるので、安全のレベルも意識もそれぞれです。その部分を補うためにも、ガス警報器の設置をお願いします。



電池式はありますか？

都市ガス用は販売している場合もあるようですが、LPガス用はまだありません。技術的な課題が少し残っているようです。

ごめんなさい



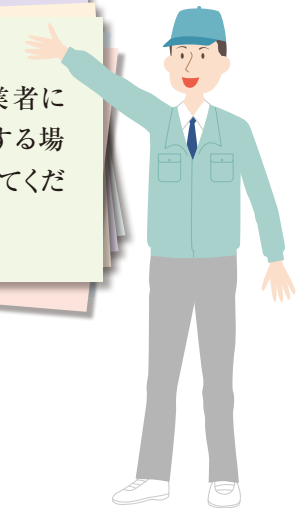
住宅用火災警報器が付いているので、ガス警報器は必要ないですね？

住宅用火災警報器は火災時の煙や熱を検知して警報するもので、ガス漏れを検知するものではありません。ガス漏れを検知するためには、ガス警報器が必要です。



自分で設置できますか？

設置することは可能ですが、なるべくガス販売事業者に購入から取り付けまでお任せください。自分で設置する場合は、取扱説明書に従って、最適な場所に設置してください。



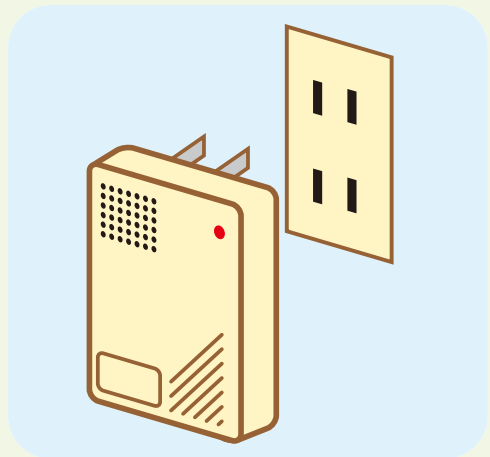
ホームセンターやインターネットなどで購入できますか？

購入は可能ですが、以下の理由から、ガス販売事業者からの購入と設置をおすすめしています。

- ・ガス警報器は消費設備であり、ガス漏れをお知らせする「保安機器」です。
 - ・ガス警報器には交換期限があり、期限管理が必要です。
 - ・ガス警報器は、設置場所が法律で定められています。
- いざという時、出動してくれるガス販売事業者からの購入、取り付けをおすすめしています。

コードなどが目立って美しくありません。 綺麗に設置する方法はありますか？

LPガス用などで、プラグインと呼ばれるコンセントに直接付けるタイプがあります。



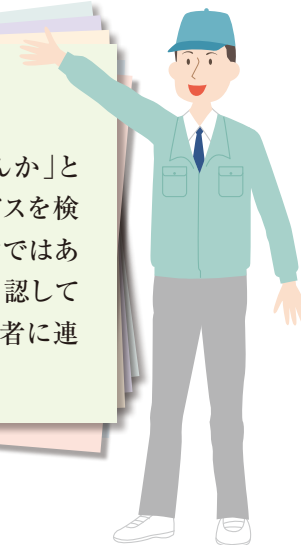
点検は必要ですか？

家庭用の場合は、お客様による日常点検は必要ありませんが、点検される場合は本体に添付の点検ガスなどをご使用ください。



ガス警報器の警報が音声のものはありますか？

音声のものはあります。
通常音声で「ピッ・ピッ・ピッ、ガスが漏れていませんか」と警報します。ちなみにこれは、ガスなどの可燃性ガスを検知したということで、必ずしもガスが漏れているわけではありません。殺虫剤などの場合もあります。原因を確認して判らない場合、鳴り止まない場合は、ガス販売事業者に連絡してください。





期限がきた場合の責任は ガス事業者にありますか？

お客様の所有物の場合には、最終的にはお客様に責任があります。しかし、ガス販売事業者には、供給開始時及び1年又は2年に1回以上の回数で、お客様に周知する義務があります。周知の内容には、消費設備の管理及び点検に関しての、注意すべき基本的な事項があります。また通達には、ガス警報器の設置場所や期限の確認も含まれています。

液石法 施行規則 第27条(周知の内容)二
消費設備の管理及び点検に関し、注意すべき基本的な事項

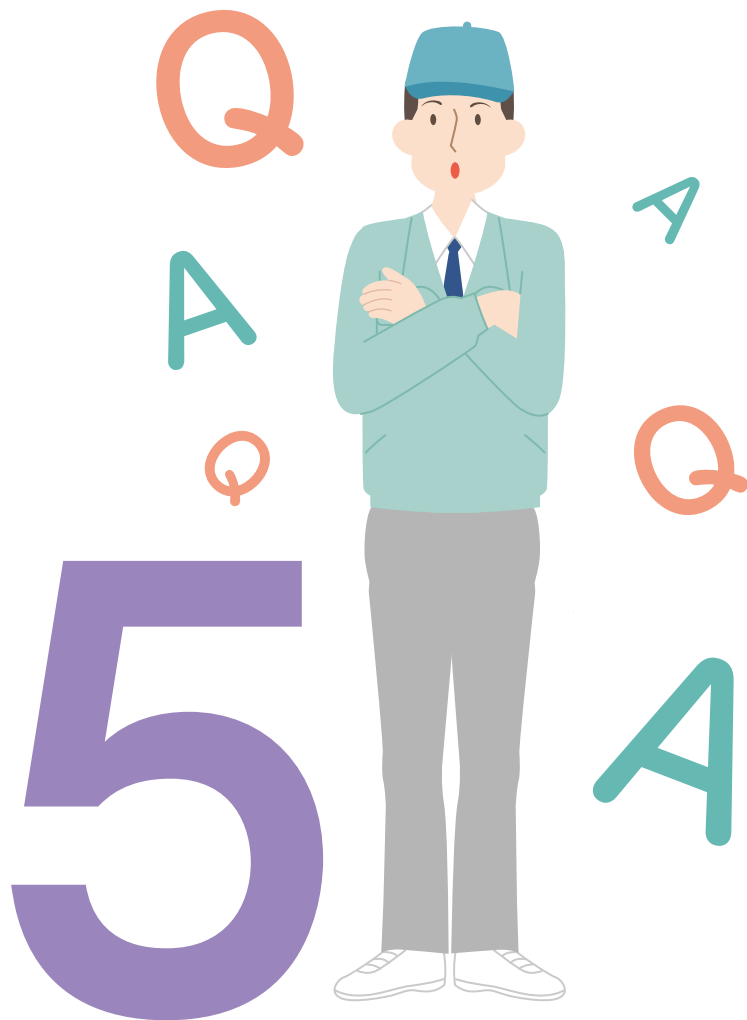
液石法 通達(規則関係)第27条(周知の内容)(12)

- ④ ガス警報器が交換期限内のものであることを確認すること。



一般(戸建)住宅の場合、ガス警報器の 設置は義務化されていますか？

地下室等や共同(集合)住宅は液石法で原則、義務化されていますが、一般(戸建)住宅はガス販売店の自主的な保安活動の一環として設置してきた経緯があり、義務化されていません。義務化することなく普及は進み、平成10年にはガス警報器の普及率も100%近くになりました。しかしその後、安心したのか普及率が低下してきました。現在、再び設置をお願いしています。



ガス警報器 Q&A



住宅用火災警報器は設置が義務化されています。ガス警報器はなぜ義務化されていないのですか？

住宅火災は年間1万件を超えて発生しており、高齢化も進み、死亡者も千人以上ありました。住宅用火災警報器は、火災から、生命と財産を守るため、平成18年から義務化されております。一方、ガス警報器は、皆様の努力で十分に高い普及率を維持しています。またエネルギー自体も利便性やコストを判断基準に消費者が選択するものであり、都市ガスや電気など選択肢も多いことから、ガス警報器の設置は義務化されていません。ただし、LPガスの場合、公共性の高い建物などはガス警報器の設置が原則、義務化されています。



ガス販売事業者です。なぜ、ガス警報器の設置をすすめる必要があるのですか？

液石法では、一般消費者などに対するガスの販売、器具の製造・販売を規制し、災害を防止することで、公共の福祉を増進することがうたわれています。経済産業省では、規制による関与をなるべく少なくし、自主保安の向上を促す規制体系の構築が図られています。これをより具体的にあらわしたのが、『液化石油ガス安全高度化計画2030』です。この中で、ガス事故の防止に効果的であるとして、ガス警報器の普及がうたわれています。



いいね!



共同(集合)住宅はガス警報器の設置が義務付けられていますか?

液石法施行規則第86条(P4参照)に記載の施設なので、原則、義務付けられています。



新築時に気をつけることはありますか?

台所の適切な位置に、設計段階から電源コンセントを配置してください。



ガス警報器を設置しなくてもよい設備はありますか?

原則、液石法施行規則第86条(P4参照)に記載の施設は義務設置ですが、屋外にあるなど、接続の方法によっては設置しなくてもよい場合があります。詳しくは液石法 供給・消費・特定供給設備告示(告示第123号)第12条をご覧ください。

期限がきたまま使用を続けた場合はどうなりますか?

ガスを検知するガスセンサーには個体差があり、中には経年劣化して誤報が多くなります。そのため、5年の定期的な交換をおすすめしています。

ごめんなさい

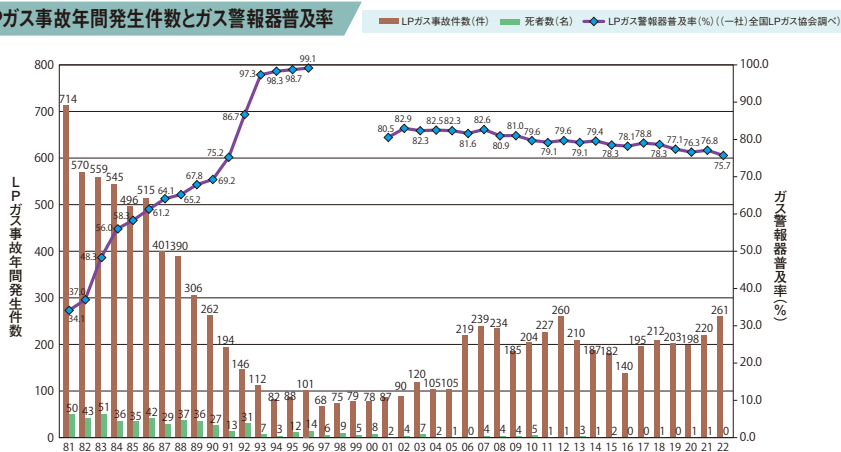


再び増加するガス事故

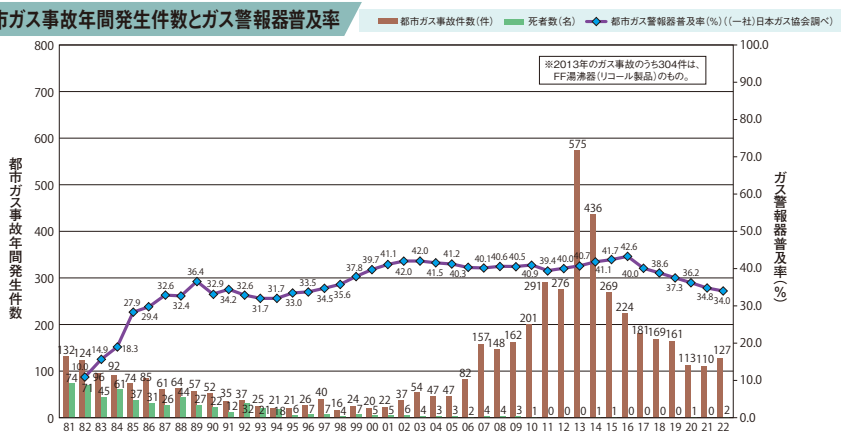


消費者の皆様や、ガス販売事業者、関係団体によるガス警報器の普及活動により、LPガス事故は以前に比べ大きく減少しました。しかし、ここ10年間ほど再び高い傾向が続いています。都市ガスも同様で、年間200件前後で推移しています。さまざまな安全機器が普及している反面、ガス警報器の普及率は低下傾向にあります。

LPガス事故年間発生件数とガス警報器普及率



都市ガス事故年間発生件数とガス警報器普及率



6 参考資料

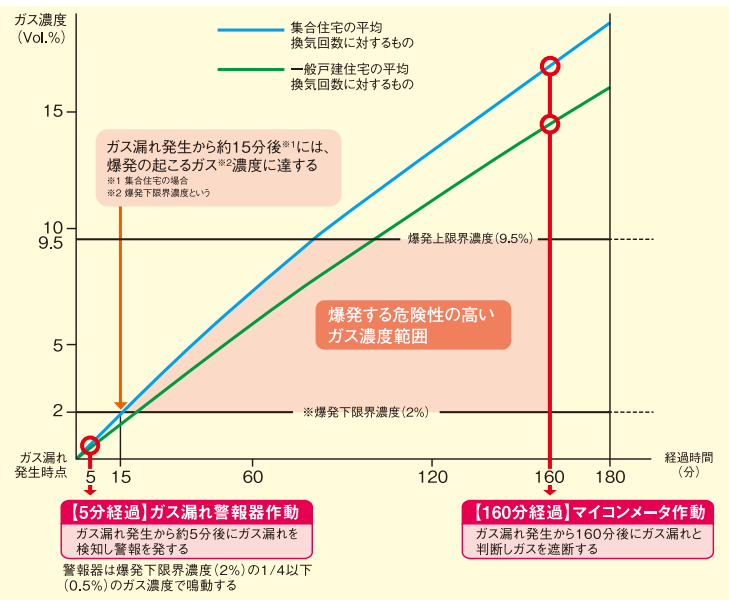


マイコンメータとガス警報器の漏えい検知能力の違い

マイコンメータは地震などによる大流量のガス漏れや、消し忘れなどによるガス漏れの検出に効果的です。一方、ガス警報器は微量のガス漏れの検出に効果的です。それぞれの機能が異なるため、どちらも設置することが大切です。

室内にLPガスが漏れ出した場合のガス警報器とマイコンメータのガス検知能力の違い

例 下図は3畳（一般的なマンションの台所に相当）において、漏えい量0.115m³/hr（一般家庭の一口コンロのガス栓を全開した場合に相当）のガス漏れが生じた場合に、床上30cm（1.458m³）にガスが滞留した状態（LPガスは空気より重いので低所に留まる）を想定して描いたガス濃度変化曲線である。
なお、2本の曲線は、それぞれ部屋の換気の程度が異なる集合住宅と一般戸建住宅を示す。

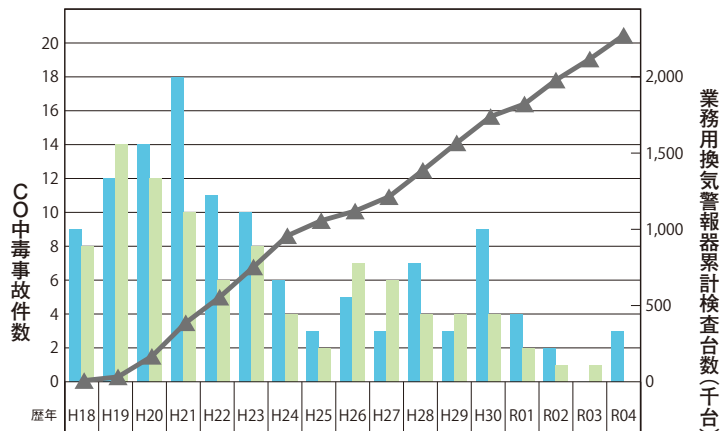


CO中毒事故件数の推移



ここ数年、CO中毒事故件数は住宅ではやや低い件数で推移しています。一方、業務用厨房内では住宅での発生件数とほぼ同等の事故件数が発生しており、業務用厨房の数が住宅の数より圧倒的に少ないことから業務用厨房内での発生比率は非常に高いと言えます。業務用は多数の人々に影響が及ぶため、より注意が必要です。 ※住宅には、戸建・共同住宅を含みます。

CO中毒事故件数と業務用換気警報器検査台数累計



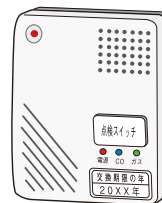
年	業務用厨房内	一般住宅	業務用換気警報器 単位(千台)累計数
H18	9	8	8
H19	12	14	32
H20	14	12	167
H21	18	10	387
H22	11	6	555
H23	10	8	753
H24	6	4	958
H25	3	2	1,057
H26	5	7	1,120
H27	3	6	1,214
H28	7	4	1,378
H29	3	4	1,567
H30	9	4	1,740
R01	4	2	1,854
R02	2	1	1,979
R03	0	1	2,117
R04	3	0	2,273

出典:経済産業省(CO中毒事故数)



ガス警報器工業会からのご案内

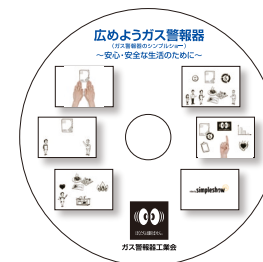
交換期限お知らせ機能があります



- ・警報器を設置して5年経過すると、電源ランプが点滅することがあります。これは故障ではなく、交換期限が**過ぎていること**をお知らせしています。
- ・点滅スイッチを押すと、音声にて「交換期限を過ぎています。販売店に連絡してください」などのメッセージで**お知らせするものもあります**。(メッセージは製品によって異なります)
- ・製品の取扱説明書をご参照ください。

リメイク運動関連 広報ビデオのご案内

①動画「広めようガス警報器」3分



②動画「ガス漏れを確実にキャッチするために」5分30秒

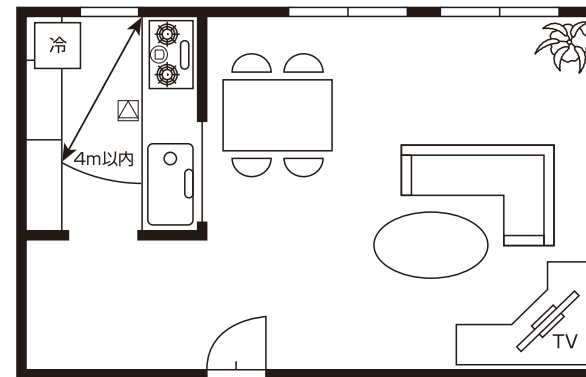


工業会ホームページ <https://www.gkk.gr.jp/> より、パンフレット請求又はダウンロードできます。

共同(集合)住宅におけるガス警報器の設置例

マンションの場合

床面から30cm以内の高さに設置

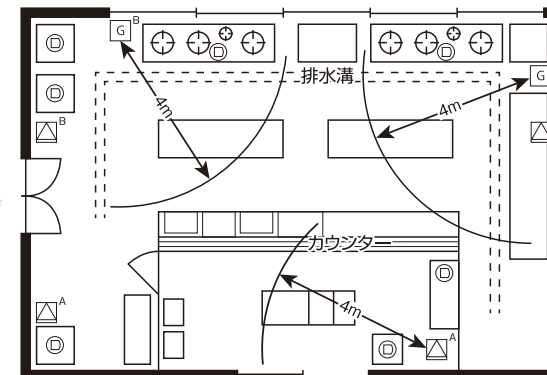


△ ガス警報器 ○ ガス燃焼器

業務用施設におけるガス警報器の設置例

大規模厨房の場合

床面から30cm以内の高さに設置



△^A 一体型警報器……………2個
 △^{BC} 分離型警報器(耐湿防滴構造)……………2個
 △^{BC} //……………2個
 ○ ガス燃焼器……………7台

回覧板サンプル

共同(集合)住宅等で、ガス警報器の全戸設置をお願いする際にご活用ください。

〇〇マンション 回覧板

番号	101	102	103	104	201	202	203	204
確認 印								

ガス警報器 交換のお知らせ

管理センター・当番理事

入居者の皆様には、日頃管理センターの業務にご協力を頂き、誠にありがとうございます。早速ですが、このたび、〇〇ガスから、当該住宅の各戸に設置されているガス警報器が交換の時期にきている旨、連絡がありました。つきましては、下記の理由から、全戸一斉の交換が必要となりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

1 交換期間について

本体に記載してある年となります。

2 費用について

お支払は、管理費から一括して支払います。

3 交換工事について

下記の期間中のご都合の良い日を候補の中から、選択し、管理センターへご連絡ください。

1階 20〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇日まで

2階 20〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇日まで

※ 上記以外の日を希望される方は個別に〇〇ガスへご連絡ください。

4 交換理由

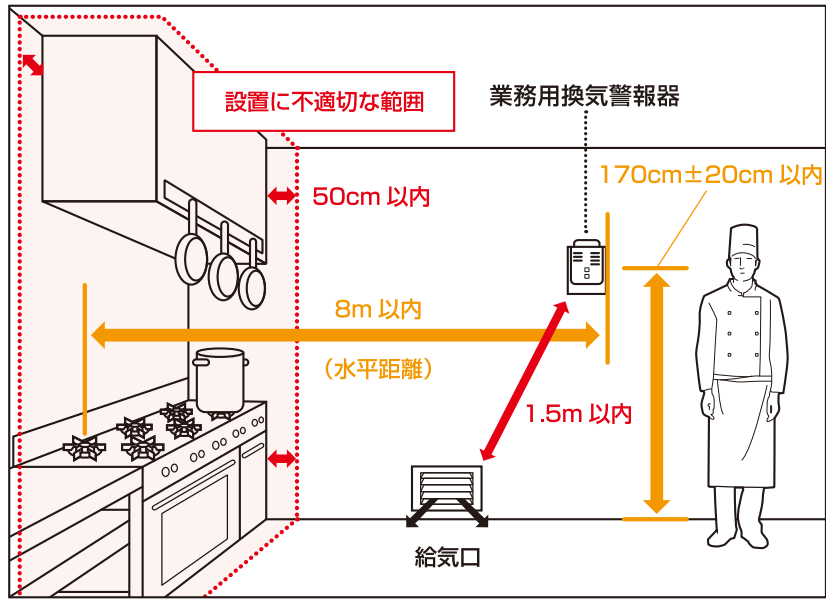
- ① 当該住宅は、ガス警報器の設置義務対象建物であり、新築時よりガス警報器が設置されていました。その後、法律の改正等で設置緩和の処置もありますが、原則「設置の義務」は外れていません。
- ② また、入居者の変更等はありませんでしたが、建物の保安レベルの均一化は建物価値の毀損を防ぐ意味からも、重要であると考えています。
- ③ 高齢化、少子化の問題は当該住宅でも、例外ではありません。万が一のミスは誰もが起こす可能性があります。
- ④ 『安全・安心は自分で守る、皆で守る』という考えで、地域防災に協力をお願いします。

5 その他

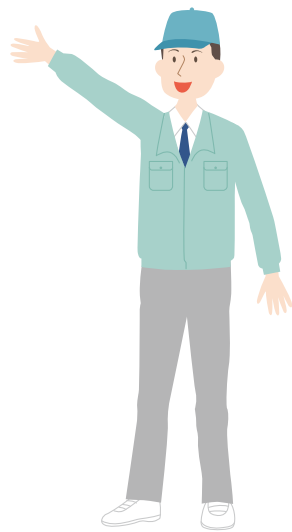
本文書に質問のある方は、下記の理事までご連絡ください。

連絡先 警報 太郎
203号 電話 〇〇〇-〇〇〇〇

業務用換気警報器の設置例



← 適切な範囲 → 不適切な範囲



MEMO

A series of horizontal dashed lines for taking notes.